

茨城県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めることにより、管理組合等によるマンションの管理等の支援を適切に推進することを目的とする。

(登録の申請)

第2条 法第5条の3第1項の規定による支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載したマンション管理適正化支援法人登録申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- 一 法人の名称、住所及び代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 業務内容

2 支援法人は、前項の届出内容に変更が生じたときは、届出事項変更届（様式第2号）に変更のあった事項を証する書類を添えて知事に届け出るものとする。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の名、住所及び略歴（生年月日を含む）を記載した書面
- 四 以下の内容を記載した法第五条の四各号に規定する業務に関する計画書
 - ・支援法人として管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項
 - ・管理支援業務を行おうとする地域と実際に管理支援業務を行う法人（支部等）の所在地に関する事項
 - ・法第五条の四各号に規定するそれぞれの管理支援業務の内容及び管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項（管理組合等における合意形成の支援及び専門的知識を有する者のあっせん等を含む。）

五 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

六 国土交通省令第一条の二に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各社の業務内容を記載した書面

七 これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面

八 マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（様式第1号添付書類）

九 その他法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面

十 前事業年度の事業報告書、収支決算書

十一 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

十二 市町村税及び県税が未納ではないことを証する書類

十三 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他、合意形成支援や専門家あっせん

等、管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領

十四 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画

十五 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

4 知事は、前各項の規定による申請又は届出があつた場合において、必要に応じ、市町村に当該申請又は届出の内容その他支援法人に関する情報を共有するものとする。

(支援法人の登録)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第5条の3第1項の規定により、当該申請者を支援法人として登録するものとする。

一 申請者が、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は国土交通省令で定める法人であること。

二 茨城県内に事業拠点を有していること。

三 申請者が、職員、業務の方法その他の事項についての管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。

五 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第5条の4各号に規定する業務として適切なものであること。

六 第7条の規定により、登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

八 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 未成年者（又は未成年者の法定代理人が次のいずれかに該当する者）

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

ホ 暴力団員等

ヘ 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者

九 第一号から第八号に定めるもののほか、申請者が、管理支援業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。

2 前項の登録の有効期間は、当該登録をした日が属する年度の翌々年度の末日までとす

る。

3 知事は、申請者を支援法人として登録した場合は、マンション管理適正化支援法人登録通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

また、登録を行わないこととした場合は、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

（業務の休止又は廃止）

第4条 支援法人は、その業務を休止し、又は廃止したときは、直ちに業務休廃止届出書（様式第4号）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による業務の休止又は廃止の届出を受けたときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、業務を行う事務所の所在地及び業務の休止又は廃止の届出を受けた年月日を公表するものとする。

（事業の報告）

第5条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の支援法人が実施する業務（以下「管理支援業務」という。）に係る事業計画書及び収支予算書を知事に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書を知事に提出するものとする。

この場合において、事業報告書には、情報共有を図るため、管理支援業務の実施状況、管理組合等に対する合意形成の支援状況など、活動内容を具体的に確認できる事項を記載するものとする。

（監督）

第6条 知事は、法第5条の8第1項の規定により、支援法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その管理支援業務に関し報告をさせることができる。

2 知事は、法第5条の8第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）

第7条 知事は、法第5条の8第3項の規定に該当したとき又は第3条各号に掲げる要件に該当しないこととなったときは、第3条の規定による登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行う場合は、登録取消書（様式第5号）により当該支援法人に通知すると共に、支援法人の名称又は商号、住所、業務を行う事務所の所在地及び登録の取り消しを行った年月日を公表するものとする。

（手数料の徴収）

第8条 この要綱に基づく登録等に係る手数料は徴収しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

茨城県知事 殿

法人の名称 代表者氏名
法人の所在地

マンション管理適正化支援法人登録申請書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人の登録を受けたいので、茨城県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、以下各号に掲げる内容に変更があった場合には、同条第2項の規定に基づき、変更に係る書類を茨城県知事に提出します。

記

- 1 法人の名称又は商号及び代表者の氏名：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所の名称：
- 4 事務所の所在地：
- 5 業務内容
例) ・管理組合等からの相談対応
・管理支援業務に関する助言
・合意形成に関する支援
・専門的知識を有する者のあっせん 等
- 6 添付書類：
 - 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の名、住所及び略歴（生年月日を含む）を記載した書面
 - 四 以下の内容を記載した法第五条の四各号に規定する業務に関する計画書
 - ・支援法人として管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項
 - ・管理支援業務を行おうとする地域と実際に管理支援業務を行う法人（支部等）の所在地に関する事項
 - ・法第五条の四各号に規定するそれぞれの管理支援業務の内容及び管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項
 - 五 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - 六 国土交通省令第一条の二に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各社の業務内容を記載した書面
 - 七 これまでのマンションの管理に関する活動実績を記載した書面

- 八 マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（様式第一号添付書類）
- 九 その他法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- 十 前事業年度の事業報告書、収支決算書
- 十一 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 十二 市町村税及び県税が未納ではないことを証する書類
- 十三 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他合意形成支援や専門家あっせん等、管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領
- 十四 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画
- 十五 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

様式第2号（第2条関係）

マンション管理適正化支援法人届出事項変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

登録番号

法人の名称 代表者氏名

法人の所在地

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付けで登録の申請を行った事項について、以下のとおり内容に変更がありましたので、茨城県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第2条第2項により届け出ます。

記

1 変更事項

変更（予定）年月日	令和 年 月 日
変更する事項 ※該当する□にレ印を記入してください	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 法人役員の就任・退任等 <input type="checkbox"/> 事務所の名称 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他
変更の内容	変更前
	変更後

2 添付書類（※変更する事項を証する書類のみ添付のこと）

- 一定款
- 登記事項証明書
- 役員の名、住所及び略歴（生年月日を含む）を記載した書面
- 以下の内容を記載した法第五条の四各号に規定する業務に関する計画書
- 国土交通省令第一条の二に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各社の業務内容を記載した書面
- 前各号に掲げるもののほか、変更する事項を証する書類

様式第3号（第3条関係）

住第 号
令和 年 月 日

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

茨城県知事

マンション管理適正化支援法人登録通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった茨城県マンション管理適正化支援法人の登録申請について、審査の結果、下記のとおり登録したので茨城県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき通知します。

つきましては、要綱第5条の規定に基づく事業計画書を令和 年 月 日までに提出願います。

記

- 1 登録年月日：
- 2 登録番号：
- 3 法人の名称又は商号：
- 4 代表者の役職及び氏名：
- 5 法人の住所：
- 6 事務所の所在地：
- 7 業務内容：
- 8 登録に当たっての要件その他の事項
 - (1) 登録の有効期限は登録の日が属する年度の翌々年度末日までとなります。
 - (2) 業務の実施にあたっては、個人情報等の取扱いに十分に配慮願います。
 - (3) 申請事項に変更が生じた場合は要綱第2条第2項に基づきマンション管理適正化支援法人届出事項変更届（様式第2号）により届出願います。
 - (4) 要綱第5条に基づき、事業年度開始前にその事業年度の事業計画書及び収支予算書を提出すること。また、事業年度終了後は、事業年度の事業報告書、収支決算書を提出すること。

茨城県知事 殿

業務休廃止届出書

登録番号

マンション管理適正化支援法人の名称

代表者氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号、以下「法」といいます。）第5条の3の規定により登録を受けた、マンション管理適正化支援法人としての業務を休止・廃止したので、法第5条の7第1項及び茨城県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により届け出ます。

休止・廃止年月日 (休止・廃止のいずれかに○)	令和 年 月 日
休止又は廃止の理由	

様式第5号（第7条関係）

住第 号
令和 年 月 日

登録番号

マンション管理適正化支援法人の名称

代表者氏名

茨城県知事

登録取消書

茨城県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、以下の理由により、マンション管理適正化支援法人の登録を取消します。

登録取消年月日	令和 年 月 日
登録取消の理由	

茨城県知事 殿

マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書

法人の名称 代表者氏名

法人の所在地

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号、以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録を受けるに当たり、以下の点を誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（誓約事項）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」といいます。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- 2 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ・未成年者（又は未成年者の法定代理人が次のいずれかに該当する者）
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - ・暴力団員等
 - ・法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者
- 3 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定するとともに、個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

- 4 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として管理支援業務を適正に実施するため、支援法人が管理支援業務以外で行う業務として適さない業務（以下「管理支援外業務」といいます。）を行わないこと。
- 5 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等を相手方として、当法人に所属する役員の兼任先の法人が管理支援外業務を行わないこと。
- 6 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人に所属する会員事業者等をあっせんする場合には、当法人が支援法人として管理支援業務を行う管理組合、管理者等を相手方として、管理支援外業務を行わないこと。
- 7 支援法人及び所属する会員事業者等関係者は取得した管理組合又は管理者等に係る情報を本業務以外の目的で利用せず、本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
- 8 支援法人及び所属する会員事業者等関係者は、法第5条の4第1号又は第2号に掲げる管理支援業務を行うに当たって知り得た秘密について、秘密の保持を行うとともに、管理支援業務を行わないこととなった場合や管理支援業務の終了時に、適切な方法により廃棄すること。